

「有機農業の日」ロゴマーク使用規程

平成 28 年 7 月 16 日

有機農業の日委員会

(目的)

第 1 条 この規程は、「有機農業の日」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権限)

第 2 条 ロゴマークに関する一切の権限は、有機農業の日委員会に属する。

(使用の基準等)

第 3 条 ロゴマークを使用する者は、本規程を遵守しなければならない。

1 ロゴマークは次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を認めないものとする。

- (1) 有機農業の日運動の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (4) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (5) ロゴマークの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる

場合

(6) その他有機農業の日委員会が不相当と認めた場合

2 ロゴマークを使用する際は下記の禁止事項を避けること。

- (1) たてよこ比率を変えてはならない
- (2) 色を変えてはならない
- (3) 枠などでロゴを囲んではいけない
- (4) ロゴイラストとロゴ文字の位置を変えてはならない
- (5) 書体を変えてはならない
- (6) 装飾物をかぶせてはならない
- (7) ロゴの背景は無地であらねばならない。

(使用の停止等)

第 4 条 有機農業の日委員会は、第 3 条に照らし必要があると認める場合には、ロゴマークを使用している者に対して、ロゴマークの使用の停止等を指示することができる。

(経費等の負担)

第5条 有機農業の日委員会は、ロゴマークを使用した者に対し、その使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第6条 有機農業の日委員会は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、有機農業の日委員会が行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、有機農業の日委員会が別に定める。

附則

この規定は、平成28年7月16日から施行する。